

# 横校労

2018年7・8月号 No. 511

## 横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411  
TEL 045-321-0512・FAX 045-313-0031  
郵便振替 00240-0-49078 印刷所 (有)ワコー TEL 045-370-3394

E-mail: union@yokokourou.jp  
http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

## 目次

- 霧が丘中冤罪事件勝利判決の総括 … 赤田 圭亮 2  
謝罪の要求と申し入れ …… 横 校 労 4  
四年間ありがとうございました！ …… 高野 猛
- 中学・道徳教科書採択に申し入れ書 … 平川 正浩 5  
～日本教科書版 採択に反対する～
- 読者の声 …… 6
- 《連載》原発棄民に抗う<sup>28</sup> …… 村田 弘 7  
— 結審、判決へ かながわ訴訟は何を求めているのか —
- 5・26 横校労メーデー研修会  
登戸研究所資料館を訪ねて …… 8  
《参加者の感想》 …… 菅木 潤子・枝川あゆみ

## 学校の風景

### — インクルーシブ教育って? —

もうすぐ夏休み。四月の入学式から早三か月。ピカピカの一年生もすっかり学校に慣れたようだ。入学式に感じた違和感を思い出す。保育園や幼稚園では、障害のある、なしに関わらず、同じ教室で共に遊び、歌い、生活してきた子ども



— もうすぐ夏休み！どの子どものびのびと過ごせますように。 —

もたち。しかし、小学校入学時に「個別支援学級相当」と判断された子どもたちと、一般級の子どもたちは、別の道に進むことになる。

入学式が終わると、個別支援学級の子どもは、一般級の子どもたちと別れて、個別級の教室へ。ここからずっと、もしかして一生？続く「分かれ道」だと思ふ。周りの子どもたちは、「あれ？どこに行くの？」といった表情。

少数の落ち着いた環境が合う子もいるだろう。個別級の子どもたちが、一般級の子どもたちと過ごす時間がないわけではない。「交流学習」という形で、朝の会や給食、教科の授業を共に行っている。

しかし、「一緒にいる」ということに大きな意味があるのではないかとも思う。一緒にいることなしには、お互いを認める関係にはなれない。個別級の子どもたちへの、周囲の子どもたちのとまどいや冷たい視線（もちろん温かさもあるのだが）を感じる時、それを痛切に感じる。

近年の「放課後デイサービス」の充実により、デイに通う子どもも多い。担当者が迎えに来て、車でデイへ。デイで放課後を過ごし、夕方、車で自宅まで送迎。障害のある子どもたちが地域で過ごす時間も、減っている。

二年前に起きた「津久井やまゆり園事件」の根っこにも通じるものがあると思う。子どもたちの多様性を認め、障害の有無に関わらず、一人ひとりに寄り添い、みんなが一緒に学ぶ「インクルーシブ教育」が注目されているが、今の学校現場では難しい。担任一人ですべての子どもを支援することは不可能である。少しでも「インクルーシブ教育」に近づけるよう、教員を増やしてほしいと切に思う。夏休み、全ての子どもたちが地域のお祭りを楽しめるようにと願う。

# 霧が丘中冤罪事件人事委員会勝利裁決の総括

赤田 圭亮

**\*人事委員会、「処分は裁量権の逸脱」と市教委を批判**

霧が丘中の高野先生が懲戒処分を受け、市人事委員会に処分取り消しの不服申し立てをして四年余り。

本年四月一八日、市人事委員会（岡部光平委員長）は高野先生に対する減給三か月十分の一の懲戒処分を取り消し戒告に変更した。

裁決書は「…本件処分はその量定の選択においても裁量権を逸脱した過大なものと言わざるを得ない」として、市教委に対し事実認定のみならず量定選択においても「裁量権の逸脱」があったと厳しく批判している。

「量定選択」の問題については後段で述べるとして、まず処分に至る事実認定から「逸脱」について触れていこう。この四年近く、処分者側市教委と請求者側高野先生との間で書面のやり取りが続き、昨年八月に三者の会合において、次のように審理の争点が確認された。

- 1 請求者（高野）の行為は教育公務員として不適切なものであったか。
- 2 処分事実の調査・手続きは違法不当なものであったか。
- 3 本件処分は違法不当なものであるか。

裁決書はこの整理に基づいてそれぞれ判断をしている。

**\*人事委員会は「お姫様抱っこ」を「横抱き」に言い換えた**

まず、1の請求者の行為の適切性についてだが、処分の対象となった平成二五年八月六日三ツ沢公園市民大会女子団体戦での請求者の行為、八月二四日の日吉台中・練習試合、平成二五年九月二四日霧が丘中学校・練習及び講習会それぞれについての判断。

裁決書は冒頭で、高野先生が生徒の熱中症を疑って女子生徒Nを抱き上げた形態を処分者側が一貫して「お姫様抱っこ」（校長が北部事務所に提出した事故報告書での表現）としてきた文言を「横抱き」と言い換えている。

「お姫様抱っこ」という表現が救護行為を越えた別の意図があるかのような印象を与える記述であるのに対して、裁決書は明確に否定、安易な印象操作を厳に戒めようとしたものと思われる。そのうえで、「横抱き」は四圍の状況からして「止むをえなかったと言え」と判断、さらに冷却行為は、「熱中症をおこしやすい時期での部活動中の体調不良であったことから…直ちに不適切な行為であったと言いがたい」として高野先生の対応を是としている。

「腕枕・添い寝」も「お姫様抱っこ」同様、印象操作の強い表現だが、これについても「腕枕をされた」という供述は女子生徒Nのみで他の生徒から出ておらず、「添い寝」にいたっては石段の上は狭くて物理的に不可能とした請求者側の判断を選択、「腕枕をして

添い寝のような状態になったという処分者側の主張は採用できない」と断じている。

**\*「身体接触」については「請求者の行為が体温確認のためであったとして…女子生徒への対応として配慮に欠けていたものと言える」としてわいせつ性、セクハラは否定したうえで、指導上の配慮のなさを指摘している。**

また高野先生が、生徒らに対し「試合にもどるように」「水を購入してくるように」と言って、生徒らを追い払い、わいせつ行為に及んだともとれる市教委の主張については、「処分者側の主張は認められず」「顧問として適切な行為」と認定している。

八月二四日の日吉台中・練習試合においてここでは「横抱き行為」を「女子生徒Nを支える行為」と認定、冷却行為についても「八月という熱中症を起こしやすい時期での…体調不良」であったのだから「直ちに不適切な行為であったとは言えない」として

おいては「お姫様抱っこ」を「横抱き行為」と認定、冷却行為についても「八月という熱中症を起こしやすい時期での…体調不良」であったのだから「直ちに不適切な行為であったとは言えない」として

また「身体接触」については複数の生徒が、高野教諭が生徒Nに触れていたと供述していることについては認めながら「救護措置で身体を冷やす際、請求者が生徒のNのおでこ、脇、首筋及び大腿に接触の行為があったと考えられる」として、その目的を救護措置で

あったと明確に述べている。しかし、「請求者の行為が体温確認のためであっても…他の女子生徒にお願いするなど他に取らう方法がなかったわけでもなく、配慮に欠けていた」と高野教諭の配慮不足を指摘している。

**\*市教委の予断に満ちた処分の論理を批判**

また九月二四日霧が丘中学校・練習及び講習会において処分者側が主張した身体接触について午前中の救護行為のなかでは「なかった」と認定。午後二時ごろの救護行為の中でのやり取り、生徒Nがパニック状態となり、『私なんて（いなくなってもいい）！』との発言に対し高野先生が「お前が大事なんだよ」と発言したことに対して、処分者側は生徒Nに対する何らかの私的感情がこもったものとして主張したのに対し、人事委員会は「社会通念上容認できないほどのものとは言えず」「生徒Nも生徒Nを落ち着かせるために背中をさすっており」「請求者に生徒Nを落ち着かせようとする以上の意図があったとは考えられない」として「請求者の発言が不適切であったとは認められない」とした。

ここまでおおむね人事委員会は、高野教諭の行為は救護措置の範囲内にあることを認定している。

**\*不適切行為で処分したはずなのに「わいせつ・セクハラ」を主張する市教委**

四年近くの書面のやり取りの中で、私が常に疑問を感じてきたのは、市教委がこの処分を「不適切な行為によって生徒に不快感を与えた」として、その根拠を市教委の定める処分量定一覧の(4)「わいせつ行為及びセクハラ（4）「わいせつ行為及びセクハラ（4）「わいせつ行為及びセクハラ（4）」ではなく、(2)の「教育公務員として不適切な行為」に求めているにも拘らず、校長が作成した事故報告書においても、右の主張を見ていただければわかるように、あたたかみわいせつ行為やセクハラがあったかのような主張、示唆を繰り返してきたことである。

明確にセクハラを主張するならば、処分は量定表の(4)によって「免職」との判断がなされるべきであり、そうしなかったのは、予断に満ちた事情聴取によってさえも「わいせつ性」を認定できなかったということである。にもかかわらず「わいせつ・セクハラ」を主張し続けてきたのは、請求者に対するきわめて悪質なハララスメントであり、自ら拠って立つ基盤を否定していると言わざるを得ない。

それは、平成二四年九月一六日、山中中学校での試合の際、高野教諭が生徒Yの下着の肩ひもを引っ張ったか否かの問題について顕著に表れている。この行為については生徒Yだけでなく生徒Wも高野先生が「クックと引いた」と供述している。

これに対し人事委員会は、双方から証拠として出されたユニフォームの写真が、代々ポロシャツであったことから、「…請求者が生徒Yの下着の肩紐を直接引っ張るためには紐がポロシャツから見えていなければならないが、ボタンが開いていたとしても襟付きのポロシャツが肩まではだけいているような状況は想定しがたい」として、そもそもこの供述の怪しさを指摘した請求者側の主張を採用。

処分者側は「生徒Yは、請求者の左側に並んでおり、生徒Yの下着の肩紐を請求者が右手で引っ張ったという態

の「教育公務員として不適切な行為」に求めているにも拘らず、校長が作成した事故報告書においても、右の主張を見ていただければわかるように、あたたかみわいせつ行為やセクハラがあったかのような主張、示唆を繰り返してきたことである。

明確にセクハラを主張するならば、処分は量定表の(4)によって「免職」との判断がなされるべきであり、そうしなかったのは、予断に満ちた事情聴取によってさえも「わいせつ性」を認定できなかったということである。にもかかわらず「わいせつ・セクハラ」を主張し続けてきたのは、請求者に対するきわめて悪質なハララスメントであり、自ら拠って立つ基盤を否定していると言わざるを得ない。

それは、平成二四年九月一六日、山中中学校での試合の際、高野教諭が生徒Yの下着の肩ひもを引っ張ったか否かの問題について顕著に表れている。この行為については生徒Yだけでなく生徒Wも高野先生が「クックと引いた」と供述している。

様「左右に並んでいる状態で胸元のボタンが開いていれば体格が大きい請求者の視線から生徒Yの胸元が見えるのは自然な位置関係」と主張するのに対し、裁決書は「生徒Y及び生徒Wは請求者がイスに座っており」と供述しており、「また、生徒Y生徒Uは、生徒Yが引っ張られたのは左の肩紐である」と述べている」として、「請求者が生徒Yの右側に坐っていたのだとすると、請求者の左に立っていた生徒Yの左肩紐が見えるという状況は不自然である」として、たとえ「複数の生徒らの供述があることをもってしても、請求者が生徒Yの下着の肩紐を引っ張ったとは考えられない」とする。

なぜこうしたことが起きてしまうのか。一つは、女子部員の中に高野教諭に対する気持ちの行き違い、悪感情があったこと、さらに聞き取る側の管理職。教員の側に「セクハラありき」という先入観があり、生徒の供述の矛盾を矛盾として把握できなかったことが考えられる。

**\*校長・副校長、北部事務所の偏頗な判断を批判**  
こうした偏見による判断を裁決書は2の「処分事実の調査・手続きは違法不当なものであるか」の項で厳しく指摘している。

聴取対象者の選定についても、「事情聴取した生徒の人選が恣意的なものでなかったか」という請求者側の主張に対して、「行為のあったとされる際にそばにいた部員に限定して事情聴取したことは一定の合理性」があるとしながらも、結論としては「当時部長だったTさんの聴取をしていないのは

不自然」として「聴取対象者の選定」に問題があったとして、当時の管理職のやり方に疑問を呈している。

また高野先生自身に対する聴取方法についても、当初の一〇月二日の事情聴取において管理職は具体的な事実を伝えずに処分量定表を提示して「不適切なことはしていないか」としたことを指摘。さらに一〇月二日の段階で「顧問を外す」としており、一〇月四日には、生徒らの言い分のみをもって校長が生徒Nの自宅を訪問しお詫びをしている。これについては「……請求者に具体的事実について確認をしてから保護者に説明を行うべきであり、事実を適切に把握し、早期に対処を考えるとこの点からは、当初、あいまいな聞き方をしたのは適切な方法であったとは言い難い」「一〇月二日段階で顧問を外したのは、この時点ですでに当該行為があったと判断していたと考えられ、請求者に自発的に勤務を休むよう迫っているのは、学校として請求者が「非違行為を行っていた」ことを前提としているとして、裁決書は私たちが主張してきたことを全面的に支持している。

そのまとめとして「処分者の調査方法は、……必要と思われる生徒に聴取していないこと、また請求者への聴取方法において処分行為があったことを前提としたような聴取方法であったことについては、処分者としてより慎重かつ中立的客観的立場に立って対応すべきであったのであり、適切であったとは言い難い」と断じている。

こうした姿勢に北部事務所の指示、関与があったと考えるのは、日常的な事務所と管理職との関係を考えてとき、

誰しもが否定できないことである。

**\*「戒告」に相当する非違行為はあったのか**  
最後に「本件処分は違法不当なものであるか」として、裁決書は懲戒事由の該当性について述べる。以下概略。成長発達段階ある中学生に対し、身体接触により不快感を与えたことは事実。女子生徒への接し方について再三注意を受けており、自己の行動について省みる機会が幾度となくあったにもかかわらず……他の女子部員に（救護）をお願いするなどの配慮を怠っていた。また生徒Nについての情報共有を怠っていたこと、生徒Nの体調不良について真摯に対応したとは言い難い」とする。

まとめとして「……請求者の行為は総合的に判断するに、心身の発達途上にある生徒に対して指導教育する立場にある教育公務員として不適切な行為であった、全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為であった。よって、請求者の行為は懲戒処分の対象となるものと解する。」として、これを「戒告」の根拠としている。

私は、高野先生に「配慮に欠けていた」点がなかったとは思わない。しかし、これほど事情聴取の方法や内容に杜撰さや矛盾が随所に散見される事案において、救護活動の一環として行った「身体接触」が「全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為」であって、「懲戒処分」の対象になるものだろうか。

「配慮に欠けた」指導など現場には事欠かない。それらは多くの場合、周囲の教員や生徒によって指摘、指導され、時には指弾される。高野教諭にも

そうした指導はあったにしても、しかし管理職はそのことで処分の意見具申をしたのだろうか。その事実はない。そのつもりもなかっただろう。

そう考えると、この「戒告」処分は、「減給三か月十分の一」がなければ出てこなかったものではないか。この裁決の唯一大きな不十分な点である。

**\*過ちては則ち改むるに憚る」と勿れ**  
スペースも尽きた。本紙一二月、一月号及び二・三月号において、私は公開口頭審理の詳細について報告をした。四回の公開口頭審理は異例中の異例ともいえるものだった。

処分者側証人として当時の霧が丘中阿部校長、高部副校長、国分養護教諭が、請求者側証人として当時の吉田三年学年主任、テニス部顧問の原一年学年主任、そして現在大学生となっている村山女子テニス部部长が証言台に立った。高野先生の無実を信じて疑わなかった村山証人の母親も傍聴した。一つしかありえない事実に対して、管理職、職員、生徒、保護者が学校を二分して争ったのが、霧が丘中処分事件の異例さである。

振り返ってみるとき、北部事務所と二人の管理職、その指示で動いた何人かの職員に、ごく当たり前の人権意識と常識、そして普通に人を見る眼さえあったならば、この事件が五年近くもの間、学校を二分して争われることなどなかった、というのが私のささやかな感想である。

二〇一三年の一〇月〜十一月にかけて、私たちは北部事務所の小林指導室長（現教育次長）や荒課長との面談に

において、また二度の校長交渉の席上において、事実を客観的にみてほしい、テニス部内の人間関係や顧問との関係、中学生の現代的な気質、何より高野先生の話をきちんと受け止めてほしいと主張した。

それが一顧だにされなかった結果が、二〇一四年一月の減給三か月十分の一の懲戒処分だった。

高野先生は処分後も、中三の学級担任を外されたまま北部事務所への出勤を命じられ、卒業アルバムからは写真を削除された。卒業式にも出席できず、離任式すら出席を拒否されたのだ。二重処分であるとの私たちの主張は届かなかった。処分とは減給だけのことではないのである。

教育委員会と二人の管理職は、高野教諭からごく当たり前の教員としてのプライドと、生徒に出会い関わりそして別れていくという、ささやかだが大切な時間を奪ったのである。

この人事委員会の結論が、教育委員会にとっていかに恥ずかしいものであるか、現場にいるとなかなか実感できない。なぜならこれは、組織の末端から上へ上へと議論が積み重ねられ最終的には教育委員会という最重要機関において決定した処分が、同じ行政機関である人事委員会によって否定されたということだからだ。

この期に及んでこそ、市教委、北部事務所、二人の管理職は、四年余りの時間を経て「間違い」とされた自らの行為をしっかりと批判的に捉えなおしてほしいと思う。まっとうな行政ならばこそ、過ちては則ち改むるに憚る」と勿れの箴言を自らのものとするのではないだろうか。

はならないのである。

横浜市教育委員会  
鯉淵 信也 教育長

2018年5月15日

横浜市学校労働者組合  
執行委員長 平川 正浩

## 謝罪の要求と申し入れ

当組合員である高野猛組合員による「不利益処分に関する審査請求（2014年3月27日付け26人（不）第1号議案）」の採決が横浜市人事委員会によって2018年4月18日付けで出された。

裁決は「処分者が平成26年1月27日付けで請求者に対して行った減給処分は、これを戒告処分に修正する」という内容であり、裁決書は「本件処分はその量定の採択においても裁量権を逸脱した過分なものと言わざるを得ない。」「事実の認定及び処分の量定において妥当性を欠く」と横浜市教育委員会の誤りを的確に指摘している。

横浜市教育委員会によるこの事実誤認、不当な処分によって、高野組合員は4年間に渡り人権を侵害され続け、本来必要のない闘争を余儀なくされ、そこで費やされた時間金銭的な負担等、様々な損失は計り知れないものであり、又取り返しのつかないものである。

また、この裁決は貴委員会が行ってきた教育現場を委縮させ、日々重苦しくさせている「処分をすることによるみせしめ行政」がもたらしている由々しき事態の一端であると考えられる。よって、満腔の怒りを込めて貴職並びに貴委員会に謝罪を求めるものであり更に申し入れについては早急に場を設け誠意ある回答をされることを要請する。

- 1 「裁量権を逸脱し過分なもの」にし「処分の量定において妥当性を欠（いた）」ことによる誤った処分を行ったことに対して高野組合員に謝罪をすること。
- 2 今回の裁定について貴職並びに貴委員会はどのような評価をしているのか明らかにされたい。また、なぜ、「裁量権を逸脱した」のか、なぜ「処分の量定において妥当性を欠（いた）」のか、その原因について明らかにし再発を防止されたい。
- 3 今回の件は当時の霧が丘中学校の管理職（阿部校長、高部副校長）による初動の誤り、様々な判断の誤りによって引き起こされた。また、両管理職によって高野組合員に対して「担任外し」「顧問外し」「年休の強要」「北部事務所への出勤強要」「卒業アルバムからの削除」「離任式への出席拒否」「離任者の名前の削除」「処分量定表による自白の強要」等々、許しがたい人権侵害が行われた。よって、阿部元校長、高部元副校長に対する処分と高野組合員に対しての謝罪を要求する。
- 4 本件は直接は管理職によって行われたとしても北部学校教育事務所との連絡・指導の元で行われている。よって、北部学校教育事務所の責任を明らかされたい。
- 5 高野組合員に対する減給分の賃金の返還についてはその返還時期を明らかにし、その返還額の根拠を詳らかにすること。それらは、単なる3か月分の減給ではなく、期末勤勉手当、評価に基づく減給後の賃金、退職金、など多岐に渡ると考える。よって、それぞれについて詳細に説明されたい。
- 6 本件を重大事態案件として記者発表し、横浜市民に明らかにすること。

以上

**勝利裁決までたどり着きました。  
四年間ありがとうございました！**

横浜市立岡津中学校 高野 猛

長い期間ご支援をいただきながら闘ってきた本件も、ようやく一つの決着にたどり着くことができました。横校労に入るきっかけを作ってくださった吉田先生、S先生。相談し横校労の加入を決めた段階で（まだ直接会ってもない時期に）すぐに動いて北部事務所に申し入れをしてくださった、赤田さん、平川さん。様々な場面の様々な面からご支援をいただいた横校労の皆様。とりわけ裁判研として弁護士事務所での打ち合わせに参加していただいた赤田さん、平川さん、山本さん、吉田さん。直接傍聴に来ていただいた、いろいろな立場の皆様。もちろん、弁護士という専門的な立場から今回の勝利に導いてくださった野村先生、北村先生。公開口頭審理で証言をしてくださったH先生、吉田先生、当時の三年部長だったMさんと一緒に傍聴してくださったMさんのお母さん。多くの方が長い時間にとり、心配していただき、私を信じてサポートしていただいたおかげで、九九%以上行政側が勝つと聞いていた不服申し立てにおいて、処分を修正させ、我々の主張の多くを認めてもらうことができました。どんなに言葉を重ねても、（もともと文章表現が苦手な私ですが）感謝を仕切れません。本件にありがとうございました。

霧が丘中学校の両管理職に呼び出され、わけのわからないままプレッシャーをかけられ、仕事をはずされ、何が何だかわからないまま精神を病んでしまっている状況に追い込まれていた時に、横校労を紹介してもらい、すぐに動いていただいたおかげで、今現在働き続けることができている。この出会いがなければ間違いなく私は、だれにも相談することができないまま闇に葬られて学校から追放されていたことは間違いありません。

振り返ってみれば、証言をしてくれたMの学年が保護者も生徒も私を受け入れてくださったものの、一方でその下の学年や管理職からの信頼関係を築き上げることが十分できていなかったことがそもそもの原因だったのだろうと思います。このプロセスを私がしっかりとやっていけば、今回の件で訓告の対象にさえならなかったはずでした。そこに、適切な計画と見通しを持って動くことのできなかつた管理職とそのバックに潜むだれかにさらに問題を拡大されて、いろいろな人がかわり、後戻りできなくなっていくと感じています。

今回の経験をベースに、私のように本当に困っている人たちに、少しでも私が横校労のノウハウなども生かしながら力になって返返しをしていけるようになりたいです。私一人の力はたかが知れていますが、仲間と力と知恵を出し合えば思っています。

# 横校労「道徳」教科書採択に向けて 申し入れ書を提出!

## 日本教科書版 採択に反対する

今夏、中学校の「道徳」教科書が採択され、来年度から本格実施されます。すでに、市内各図書館では教科書展示会が開かれており、私も緑図書館に行って八社の教科書を比較してきました。アンケート用紙にも書いてきましたが、信じていた内容の教材が数多く掲載されていて、驚きと怖さを感じました。この「道徳」教科書採択をめぐって六月九日、横浜教科書連絡会による学習会も開催されました。申し入れ内容に目を通していただけると、道徳の教科化と日本教科書版の教科書の問題点がおわかりいただけると思いますが、以下に簡単に述べます。

I そもそも「道徳」という教科を設けるための学問的裏付けがない。従って国が恣意的に定めた学習指導要領に基づいて内容項目(徳目)が決まる。言い換えれば、国が勝手に「良い事」「悪いこと」を決め、それを授業で教えることになる。

II その内容項目の問題点は

- ① 社会的な問題を個人の責任にすりかえる。↓「制度を変えるなんてあきらめる。」と教えるような内容。
- ② 憲法と社会の約束が一緒にたにされている。↓とにかく法や決まりを守ることが善であると教える。ブラック企業のきまりも守りなさい。と教える内容。
- ③ 権利の主張に「義務を果たすこと」が条件としてつく。↓近代法の原点からの逸脱!
- ④ 日本は凄い!日本人は優秀!日本の伝統文化はすばらしい!と価値の押しつけのオンパレード↓事故にあった人を助けるのは日本人だけではない。

字数の限りがあり説明しきれませんが、来年度からいずれかの教科書を使って授業が行われます。価値の押しつけ教育が始まるうとしていのです。横校労は、特に問題のある道徳版の育鵬社たる日本教科書版の採択に強く反対すると共に、非民主的な横浜市教委の採択方法について改善を求めるために以下の様な申し入れ書を提出しました。七月下旬に行われる横校労合宿で「道徳」教科書の学習会を行いますので是非ご参加下さい。

(執行委員長 平川 正浩)

2018年6月18日

横浜市教育委員会  
鯉淵 信也 教育長

横浜市学校労働者組合  
執行委員長 平川 正浩

## 中学校「道徳」教科書採択に関する申し入れ

日頃の教育行政へのご尽力に敬意を表します。

さて、横浜市教育委員会の教科書採択においては2001年に「学校票」が廃止され学校現場から意見を取り入れる仕組みが改悪され、2009年には無償措置法の「政令市の採択地域は区または区を合わせたものとする」という法の趣旨を全く無視し、18行政区ごとに行われていた教科書採択区が市内1地区に改悪されました。この「改悪」を討議する当時の県教育委員会では当然のように「1地区がどうしても必要とは思えない」「各区の実情に合わせた教科書を選ぶべきだ」という反対意見が続出したのにも関わらず決定されました。

そして、このように現場の声が届かず、教科書の大量一括発注が可能になったこの年に多くの記述の誤り、写真の逆転、年表の間違ひのある「新しい歴史教科書をつくる会」企画の自由社版歴史教科書が採択されました。更に2011年は教科書審議会の答申を無視する形で、偏った歴史観に基づく育鵬社版歴史教科書、人権や平和主義の記述に多くの問題が指摘されている育鵬社版公民教科書が採択されました。2015年の採択では、歴史・公民ともに教育委員の票が他社のものと3対3の同数になり、慎重な継続論議が必要であったのにも関わらず、あろうことかその場で教育長が専断して育鵬社版に決定されました。教育委員としての責任を回避する無記名投票、しかも6人の教育委員しか投票権が無い中で教育長が2票もっているというおおよそ民主主義的な手続きとはかけ離れた方法による決定でした。

更に、教科書採択に関する市民・教職員の関心は高く、毎回多数の傍聴希望者がいるのにもかかわらず20名程度の傍聴しか認めないという、公開性に背を向ける非民主的な運営が続いています。因みに、川崎市は180席、藤沢市は100席の傍聴席が準備されていました。

私達は「道徳」の教科化については、そもそも「道徳」という教科が、教科を設けるための学問的な根拠が存在せず、従って国が学習指導要領で決めた内容項目(徳目)を生徒・児童へ押し付け、かえって子どもの人権侵害、心の統制になりかねないことから反対の立場です。

しかし、今夏その採択が行われることから、採択制度並びに、中学校「道徳」教科書の採択に関して以下を要望いたします。

### I. 「道徳」教科書に関すること

#### 1 以下の理由から日本教科書版「道徳」教科書は採択しないでください。

- ① 日本教科書版には人権についての考慮が足りない、または人権を侵害する教材が多数あります。

例えば1年P.92 「永久欠番42」黒人差別の話。徳目⑩公正・公平

1947年に黒人として初めてメジャーリーガーになったこの話は、黒人は差別されてもじっと耐え、リベラルな白人の温情によって差別がなくなるという個人的な資質の問題として描かれています。差別する側の問題、黒人の抗議する権利・抵抗する権利については一切触れていません。黒人差別と闘った1960年代の公民権運動についても全く触れられていません。差別の問題を公正・公平な社会を作っていく主体を育成していくために考えるのであれば、それを個人の資質の問題としてとらえるのではなく、差別的社会的な背景やその克服の過程こそを学んでいく必要があると思います。

2年 P.152 「込められた想い 和解の力」 安倍首相演説。徳目⑱国際協調

2016年12月27日、安倍晋三首相の真珠湾での演説からの抜粋です。「寛容と和解」を強調していますが、「和解」をしていくためには、その前提として必要なのは「謝罪」ではないでしょうか。太平洋戦争に関して、日本は一方的な戦闘の開始、連合軍兵士の捕虜の虐待などを謝罪する必要があります。そしてその事実を生徒が知ることが「和解」の前提です。また、同様にアメリカは空襲による民衆の無差別爆撃、広島・長崎への核兵器の使用などを謝罪しなければならないはずですが。しかしそういった事実

触れることなく情緒的な言葉が続きます。また、現職首相の演説を掲載しているのは日本教科書だけです。森友問題や加計問題で関与が疑われ、国会で厳しく追及されている現職政治家を道徳教科書に掲載するのは適切であると到底思えません。

3年 P.100 「ライフ・ロール」 共働きの女性の話。 徳目⑩社会参画

共働きの母親の忙しい日常。祖母の介護を夫婦、子どもたちが押しつけ合いますが、結局母親が引き受け、管理職への登用をあきらめるといった話です。母親が家庭を優先し上司に管理職の話を断ることが肯定的に描かれています。父親が仕事を優先させることへの批判はまったくなく、介護を社会的に解決するという視点もありません。この教材は家事や介護は女性の仕事という男女の固定的な役割分担を当然であるかのように描いています。

因みに日本教科書は『マンガ嫌韓流』などのヘイトスピーチ本や児童を対象とした人権侵害の書籍を多数出版してきた晋遊舎系列の会社（日本教科書の元代表の武田義輝氏は晋遊舎の会長でもあり、両社は事実上一体の会社です。その後、日本教科書の代表はHP上では上間淳一氏となり、晋遊舎隠しがおこなわれていますが、日本教科書は今も晋遊舎ビルの一角にあります）です。

② 日本教科書版は教材の配列が学習指導要領の4視点を単純に配列してあり、順番通りに授業をすると同じ視点の繰り返しになってしまいます。また、1年生の題材なのに主人公が2年生だったりするなど生徒の発達段階への考慮も不足しています。更に、1単元の分量が多く、1コマでは終わりそうにないものがあるなど、実際に授業を行っていくに当たって不都合が多い教科書です。

2 授業のまとめとして内容項目ごとに生徒に段階的な自己評価をさせる教科書は、生徒の内面を一面的な価値に誘導していく恐れがあります。多角的、多面的なものごとを捉え、「考え」「議論」し、培った考えを自由に自分の文章でふりかえられるような教科書を選択して下さい。

II 審議、採択、運営に関すること。

- 1 各教育委員は、どの教科書を支持しているのか具体的な出版名をあげてその賛否について討議してください。毎回抽象的な討議に終始し討議内容が伝わりません。
- 2 教科書採択にあたっては全員一致を目指して下さい。裁決をせざるを得なかった場合に、特に3対3になった場合には、意見が真っ二つに分かれているという事ですから委員長専決ではなく再討議を設定し慎重に討議して下さい。
- 3 裁決にあたっては、無記名投票では無く、挙手裁決又は記名投票にして各教育委員の意思と責任を明らかにして下さい。
- 4 教科書採択を審議する会場については市民、教職員の関心が高いので、傍聴希望者が全員傍聴可能な会場を確保して下さい。

III 教科書採択の根本に関すること

- 1 ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」に基づき、教科書採択の権限を教員のものとして下さい。
- 2 1に向けて教科書展示会を横浜市内各小中学校で行って下さい。
- 3 採択にあたって教科書審議会の答申を尊重して下さい。
- 4 採択にあたって教育委員は市民や教職員の貴重な意見である教科書展示会のアンケート結果を確認し採択に臨んで下さい。

以上

読者の声

隔月刊「横校労」を読んでの感想等がございましたら編集部まで是非お寄せください。



自分の考えを後押ししてくれる

昨年、大きく働く環境が変わりました。そんななか、自分自身何のために働いているのかと本気で悩みました。そんなときに、同じ職場にいた横校労の組合員の方に出会いアドバイスをしていただきました。今の私にしかできないのは、息子、娘、そして妻のために働くことと思ひ、今年から部分休業、育

(横浜市中学校教員 男性)

人事評価なんてやめた方が良い

たまに会報を見えます。私がお金払ってる浜高教と横校労、略の違いかと思つたら別の団体だったと最近知りました。仕事でPTA広報紙を担当したけど、こんな会報を毎月作るのはいやというか、自費出版と聞いて唾然、呆然、または道楽なのでしょね。

は、ムカつくだけなので見ない方がましなのですが。管理職が言うには「連絡票の誤記載は新聞発表」らしいけど、教員は「連絡票の未配布」って実質できないし、未配布ってレベル高いよね。配るの面倒なんだろうし、見る方は気分が悪いので、自己観察書やら人事評価なんてやめた方がお互いに良いよね。

(30代 女性教員)

会報の記事にあった人事評価、イニシャルY校では、結果は配られませんでした。あれ

連載

原発棄民に抗う②8

結審、判決へ

かながわ訴訟は何を求めているのか

村田 弘

二〇一三年九月一三日の第一陣提訴以来四年一〇カ月。福島原発かながわ訴訟は、七月一九日の口頭弁論で結審、来年二月中に判決が下される。原告六一家族、一七四人のうち、四人は判決を待たずに亡くなられた。ただでさえ辛い避難生活の中で、裁判という経験したことのない場で訴え続けてきたことは何か。それを支えてきたものは何か。そして、半年後の判決に求めるものは何か。

サッカーワールドカップの喧騒が収まり、この国の今を象徴する国会が閉じられようとする夏。立ち止まって振り返り、考えてみたい。

暮らして、ふるむつを返せ

第一陣、一七家族・四七人の訴状をたずさえて横浜地裁に向かう原告・弁護士十数人(写真左)が掲げた模造紙の横断幕が、この訴訟にかける被害者の思いを集約していた。



読み上げられた原告団声明は、これを補い、次のように述べていた。

「私たちは逃げまどいました。メルトダウンした原発の状況も放射能の危険性も知らされないうまま、避難所を転々とししました。多くの家族、知人、友人を無くし、弔うことすらできず、遺骨を抱いたまま泣いた人も少なくありません。子どもや孫たちと引き裂かれ、温かい夕餉を共にすることもできませんでした」

「ふるむつとは、置き去りにされた家畜も犬も猫も死に絶え、イノシシやネズミが駆け回っています。雑草に覆われて廃屋同然のわが家。営々と守ってきた田畑は原野に戻ろうとしています。穏やかな気候と豊かな自然、伝統文化に恵まれたふるむつとは、時間の経過とともに、決定的に破壊されようとしています。子や孫の体と将来を想い、無念の涙が流れ続けているのです」

そして、「人間らしい生活を奪われ、朽ち果てて行くわけにはいきません」と述べ、「人間の尊厳を否定する『棄民政策』が繰り返されることを、断固、拒否します」と宣言していた。

「必要な立証は尽くした」

この思いを体現するものとして、かながわ訴訟では①国と東京電力の法的責任②生活破壊・ふるむつと破壊慰謝料一人二千万円、避難慰謝料一人月三五万円③個別の不動産・財物賠償を請求、立証活動を続けてきた。二〇一四年一月から今年六月まで

に開かれた口頭弁論は二八回。弁護団の主張を展開した準備書面は五九通、証拠説明書は五〇通。積み上げると、ゆうに一メートルを超える。

一回目から原告本人が法廷に立ち、「意見陳述」を続け、終盤の「原告本人尋問」も含め、延べ四二人が、被害の実態や裁判にかける想いを、言葉を書り出し、訴え続けた。

原告側が申請した証人調べでは、長年原発症と取り組んできた間問元(きさま・はじめ)医師が、「放射能による健康被害は科学的に立証されていない」とする国側に對して、「リスクが否定されない限り、明らかにしている様々なデータに従って対応するのが当然。確率が1%であっても、被害を受ける人にとっては一〇〇%だ」と、毅然と跳ね返した。また、事故当時、原子力安全・保安院の審査官として国の規制権限行使の最前線に立っていた名倉繁樹証人は、原告弁護士団の鋭い追及にあって、国と東電の立場が逆転する「規制の虜」(国会事故調査委員会報告)になっていたことを浮き彫りにした。

二月には、国・東電が猛然と反対していた裁判所による現地検証も実現、弁護士は「必要な立証は尽くした」として、一九日結審での最終弁論に臨む。

意に介さず進む棄民政策

昨年三月の前橋地裁以来、七つの集団訴訟に対する判決で示された司法判断は、概ね国・東電の法的責任

を認定しながら、これを裏付けるには程遠い低額賠償を命じるにとどまった。「裁判でもなんでもやればいい。やった結果がこの程度でしょう」と言い放った今村雅弘前復興大臣の本音を地で行くように、国は七判決に對し、いずれも控訴し、猛然と反撃に出ている。

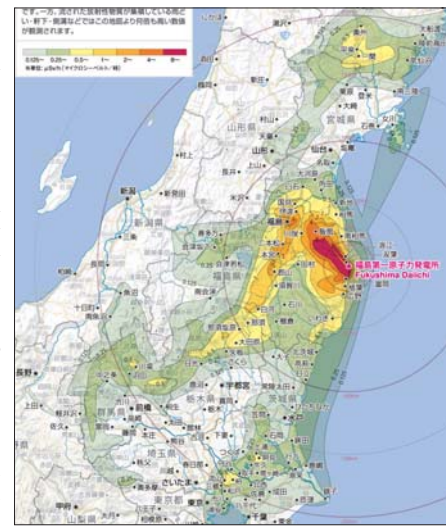
そればかりでなく、昨年三月末、一方的に無償提供を打ち切った借上げ住宅の避難者に對し、独立行政法人などを表に立てて、追いつき訴訟まで進めている。被害者を守る立場にある福島県もこれに追いつき切ろうとしている。

また東電は、避難指示解除から一年経過したことを口実に、今年三月限りで避難慰謝料を打ち切っただけでなく、ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)から示された浪江町や飯館村の被害者に対する和解案を拒否するなど、反省の素振りも見せていない。

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックを目標に、官民一体の被害隠しと棄民政策が着々と進められている。

被害者に笑顔の戻る判決を

私たちは横浜地裁判決に何を求めるのか。答えは簡明だ。①無用の反論を許さない国・東電



の加害責任の断定②根こそぎ破壊され、今も、今後も破壊され続ける暮らしとふるむつと、人権侵害を回復するに足る賠償命令③撒き散らされた放射性物質による人と自然の破壊に對する曇りのない判断、である。

この七年余、被害者は笑顔を忘れてきた。福島原発事故によって汚染された大地が元に戻るには、数百年という気が遠くなる時間を要する事実は動かない。しかし、私たちの願いに応える判決が示された時、初めて、私たちはささやかな笑顔を取り戻せるだろう。

(図は「福島第一原発から放出された放射能の広がり」2012年3月2日、早川由紀夫群馬大学教授の6丁版)

**略歴**  
村田 弘 (むらた・ひろむ)  
朝日新聞社を定年退職後、故郷の南相馬市小高区で農耕生活中、福島第1原発爆発により横浜市に避難。国と東京電力の責任を明らかにし、生活とふるむつを奪われた損害の回復を求める「福島原発かながわ訴訟原告団」団長として横浜地裁で闘っている。1942年生まれ。

# 登戸研究所資料館（第九陸軍技術研究所）を訪ねて

## — 5・26 横校労メーデー研修会 —

小田急線生田駅に集まった参加者は二一名（内子ども五名、一般三名）。町を見下ろす高台にある明治大学生田キャンパス（旧登戸研究所の敷地の約半分を買い取りキャンパスにしたもの）の一角に「明治大学平和教育登戸研究所資料館」はあった。周りの大学の建物と比べると小さな平屋の資料館は、実際に研究施設として使用していた建物で、狭い廊下の両側に小さな部屋が幾つも並んで、ガス栓やスイッチ、コンセント、流し場などはそのまま保存されていた。正式名称が示すように、陸軍参謀本部（時には大本営）の指導下において、電波兵器、スパイ機材、生物化学兵器、偽札、風船爆弾などを開発製造していた秘密基地で、多い時は技術将校など幹部所員が二五〇人、一般の雇人・工具などを合わせると一〇〇〇人もいたそうだ。第一から第五までの展示室のほかに地下に造られた暗室もあり、真っ暗闇を体験した。

カモトさんのお話と有り難い対応に改めて感謝したい。（編集部）

### 〈参加者の感想〉

#### 青春を登戸研究所で過ごした彼ら

舞台脚本の参考にと誘ってもらい生田の登戸研究所資料館に行きました。感想はおもしろい!! 生物兵器に偽札づくり、風船爆弾など（えー、ウソでしょ!）と思ってしまう研究の数々とその結果。それは北朝鮮の金正男が暗殺された当時メディアを見て、映画のような話だと思った感覚に似ていました。

印象に残ったのは、研究所で働いていた多くが地元の若い、子どもと呼ばれる人たちだったこと。風船爆弾の気球紙製作、和紙にこんにやく糊を一生懸命塗り、つなぎ合わせた女学生たち。完成した大きな気球を空へ飛ばすとき、彼女たちは何を思っていたのでしょうか。やっと完成したと達成感を得たのか、アメリカへ届けと願ったのか……わかりませんが、高く昇ってゆく気球をまっすぐな瞳で見つめるその横顔が見える気がしました。厳しい箝口令のため家族にも自分たちの作業を話せず、家に帰りご飯を食べて眠る。そんな青春を登戸研究所で過ごした彼らのことを思いました。

舞台の脚本に活かせるかはわかりませんが、見学できてよかったです。みなさんにも是非行ってみたい欲しいです。きっとびっくりしますよ。（劇団まよい態 菅木 潤子）

#### 現地に足を運ぶことの大切さ

先日のメーデー行動に子ども（六歳、三歳）と参加しました。明治大学生田キャンパスには初めて行きましたが、構内は広々としており学生たちがサークル活動に勤しむ姿や立派な研究施設を見て、久しぶりに最高学府の雰囲気を感じました。そんなキャンパス内にひっそりとした佇まいの登戸研究所資料館がありました。資料館に入った途端、タイムスリップしたかのような気持ちになりました。当時実際に使われた建物を利用して、忠実に再現されたものだと聞き納得。天井の高さや建具、コンセントなど、本物を見ることほど説得力があり記憶に残るものはありません。



風船爆弾の模型を前にして

風船爆弾と偽札の説明やひとりとして戦犯に指名されなかっただけでなく厚遇でアメリカに渡った所員がいたという戦後の説明には何人も驚きの声があがった。

最後に、来館者が一人でも無料でガイドをして下さるそうで、明解なツ

私がガイドの説明を聞いている間子どもたちは受付の方に色鉛筆を借りし、塗り絵を楽しんでいたようです。「のぼりとけんきゅうじょってどんなこと？」というタイトルに明治大学のキャラクターの絵、さらには毒キノコ、毒蛇、偽札、風船爆弾、電波兵器、缶詰爆弾のイラスト。資料館ならではの塗り絵です。二人ともそれはそれはカラフルに塗っていましたが、家に帰って内容を話すとええっ!と驚いていました。特に風船爆弾の模型と暗室が印象的だっ

## 夏炉冬扇

### 2018年6月

- 1日(金) 寛政中給与過払い問題説明
- 5日(火) 上菅田特別支援学校校長交渉
- 8日(金) 中支部会
- 9日(土) 中学校道徳教科書集會参加
- 10日(日) 国会前集會参加
- 11日(月) 霧が丘中事件教職員人事課折衝
- 13日(水) ハマ弁情報開示執行委員会
- 16日(土) 全国交流会打ち合わせ
- 17日(日)
- 19日(火) 東支部会
- 20日(水) 道徳教科書採択申し入れ提出
- 22日(金) 大船支部会
- 27日(水) 執行委員会
- 30日(土) 霧が丘中冤罪事件勝利報告集會

### 7月

- 11日(水) 執行委員会
- 21日(土) 組合合宿
- 22日(日)

たようです。実際に現地に足を運ぶことの大切さを実感した日となりました。（中支部 枝川あゆみ）

### お詫びと訂正

前号5・6月号一面の「勝利採決」は「勝利裁決」の誤りでした。謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正いたします。

### 編集後記

\* サッカーW杯ロシア大会が盛り上がりを見せる一方で、高年取の一部専門職を労働時間に関する保護から外す「高度アロフェッシュナル制度」が盛り込まれた働き方改革関連法案が二八日参院厚生労働委員会で可決された。いつも、重要法案は大きなイベントの報道の裏ですりりと通過して行くようだ。職場でもサッカーの試合結果について話題に上がるものの、働き方法案についての話題はほとんど耳にしない。給特法による定額働かせ放題の教員にとってこの問題をどう捉えて行くべきなのか。生徒たちは将来どんな働き方をして行くのか。そういう議論がサッカーの歓声に埋もれないようにしたい。

\* 紙面の都合上、「職場から」「働き方いろは」はお休みします。（n）